平成２１年（フ）第９１５号
千葉県流山市加１丁目６番地の１ヒルサイドコート弐番館404
債務者　横谷けさよ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５号
千葉県松戸市常盤平４丁目２番地の６　ライオンズマンション常盤平さくら通り303号
債務者　山形寿美子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８号
千葉県松戸市栄町西５丁目1344、住民票上の住所千葉県流山市宮園１丁目12番地の６
債務者　鈴木　秀光
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５号
千葉県柏市高南台２丁目30番地２ＲＡＤＩＳ　ＨⅣ―101号
債務者　泉澤　眞秀
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目３番12―５号ハイツ若月101号
債務者　永瀬　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２６２号
福岡県中間市星ケ丘２番501号
債務者　石川美樹雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３５号
北九州市小倉南区徳力団地45番305号
債務者　南　久美子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４４１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番17―305号
債務者　伊古野尊士
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５５号
北九州市小倉北区昭和町６番５号ヤングコア202号
債務者　友澤麻紀子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地59番501号
債務者　長田　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４号
北九州市門司区稲積１丁目７番32号
債務者　工藤　浩司
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３６６号
神奈川県三浦市三崎町小網代44番地８
債務者　川島　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８号
青森市富田３丁目４番１―201号
債務者　三上沙耶佳
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６９８号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｂ街区５棟104号
債務者　髙村レミジユウスクランバオ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２４号
北九州市戸畑区一枝１丁目２番12―905号
債務者　本田　真二
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３３号
北九州市小倉南区田原２丁目17番17―602号
債務者　八田　　治
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８４号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目11番14―504号
債務者　山長　了吉
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５号
北九州市小倉北区浅野２―７―20―703
債務者　中村　浩文
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部